

特定非営利活動法人 Earth as Mother 岐阜 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Earth as Mother 岐阜 という。

2 この法人名は、特定非営利活動法人 Earth as Mother 岐阜 だが、必要に応じてアース・アズ・マザ一岐阜と略記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県土岐市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自立地域経営の基盤づくりに取り組む全国の地域自治体及び農業団体、広く一般市民に対して、知識、経験豊かな者や、協力企業による助言・提言、ネットワーキング、並びに事業構築、プランニングなどで、有機・無農薬農法やこれら農法から産み出された完全オーガニックな農産物を活用し啓発普及活動に寄与しあつ畜産の担い手の育成、就農・営農・定住の促進、農と衣食住の産業再生・開発、自然再生と環境保全、ならびに本定款第4条 に関する事業を行い、地域の子育て支援や青少年及び若者育成支援と生活困窮者、生活保護者、障がい者、高齢者等の生活自立と社会的自立支援を通じて、産業活動への参入を促して地域経済の活動を高め、自立する地域経営の基盤作りを推進し、健康で住み良い国である社会福祉環境を創造することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 環境の保全を図る活動。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (6) 子どもの健全育成を図る活動。
- (7) 情報化社会の発展を図る活動。
- (8) 経済活動の活性化を図る活動。
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業。
 - ① WEBシステム利用による異業種産業情報・交流を支援する事業。
 - ② 自然再生と環境の保全活動を支援する事業。
 - ③ 保健、医療、老人福祉及び健康促進事業を支援する事業。

- ④ 資源循環型・環境保全型経済を推進するコミュニティの構築事業。
- ⑤ 生活困窮者等就労準備支援、社会的包摶推進に係る事業。
- ⑥ 食育を推進する事業。
- ⑦ 農作業の付帯業務・請負及び農具・土壤改良資材の製造、販売事業。
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

(2) その他の事業。

- ① 講演録を出版し販売する事業。
- ② 当会ロゴマークのグッズ製作販売。
- ③ 当会が推奨する協力企業の商品販売。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する者。
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した自治体及び団体。
- (3) 企業会員 この法人の目的に賛同して入会した企業。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人を支援し、活動に参加する個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書により、理事長に提出し申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を当法人に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を書面、電磁的方法又はファクシミリにて、理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内。
 - (2) 監事 1人以上2人以内。
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会にて選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 特定非営利活動促進法（以下「法」とする。）第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更。
- (2) 解散。
- (3) 合併。
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更。
- (5) 事業報告及び決算。
- (6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償。
- (7) 入会金及び会費の額。
- (8) 会員の除名。
- (9) 資産の管理の方法。
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

- (11) 清算人の選任。
- (12) 残余財産の帰属。
- (13) 事務局の組織及び運営。
- (14) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。
- (4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があつたとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、電磁的方法又はファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、電磁的方法又はファクシミリをもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容。
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称。
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日。
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリをもって、少なくとも開催の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。

3 前項の規定にかかわらず表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収益。
- (5) 事業に伴う収益。
- (6) その他の収益。

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第45条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産手続開始の決定。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)するときは、総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。また、必要に応じて「日刊新聞紙」「内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）」への掲載も行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第55条 この法人の事務を処理する為、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長及びその他の職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雜則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村野 政章
副理事長	井戸 健司
副理事長	雲英 顕一
理 事	阿部 昌史
理 事	岩佐 陽子
理 事	辻 晃一
監 事	山本 百百代

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1. 正会員	入会金	1, 000円	年会費	5, 000円
2. 団体会員	入会金	10, 000円	年会費	一口 5, 000円
3. 企業会員	入会金	10, 000円	年会費	一口 10, 000円
4. 一般会員	入会金	無料	年会費	2, 000円
5. 賛助会員	入会金	無料	年会費	3, 000円
6. ボランティア会員 (一般・学生)	入会金	無料	年会費	無料

附 則

この定款は、令和 2年 8月 18日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 10月 4日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4年 6月 12日から施行する。